

環境保全活動支援メニュー申込要項

1 環境保全活動支援メニュー

別紙「環境保全活動支援メニュー」のとおり

2 申込期間

令和7年3月17日（月）～令和7年4月21日（月）

※決裁後記入

3 申込資格

次の①～③の条件をすべて満たしている法人を対象とする。

- ① 広島県広告取扱基準第2に規定する業種又は事業者でないこと。
- ② 広島県税及び地方法人特別税、並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。

エ ア～ウのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。

オ 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある。

4 申込方法

活動計画書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要事項を記入の上、（3）及び（4）の添付書類を添えて財政課まで郵送等によって提出してください。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限ります（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」は該当しませんので、注意してください。）。

(1) 活動計画【様式第1号】

環境保全活動支援メニュー

①：寄附講義実施計画

②～⑦：実施計画

(2) 誓約書【様式第2号】

(3) 広島県の納税証明書（広島県税、地方法人特別税についての滞納がない旨の証明）で3ヶ月以内に発行された原本

(4) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか。）で3ヶ月以内に発行された原本

5 申込から実施までの流れ

申込期間終了後の、令和7年4月以降に、申し込んだメニューの担当部署から実施にあたってのご連絡をさしあげます。なお、対象社数を上回る申込があった場合、提出いただいた活動計画書の内容等をもとに選定させていただきます。

6 問い合わせ先

活動内容や活動計画への記載方法について、ご不明な点等ございましたらご相談ください。

広島県総務局財政課資金グループ

電話：082-513-2291

メール：souzaisei@pref.hiroshima.lg.jp